

進路だより 第4号

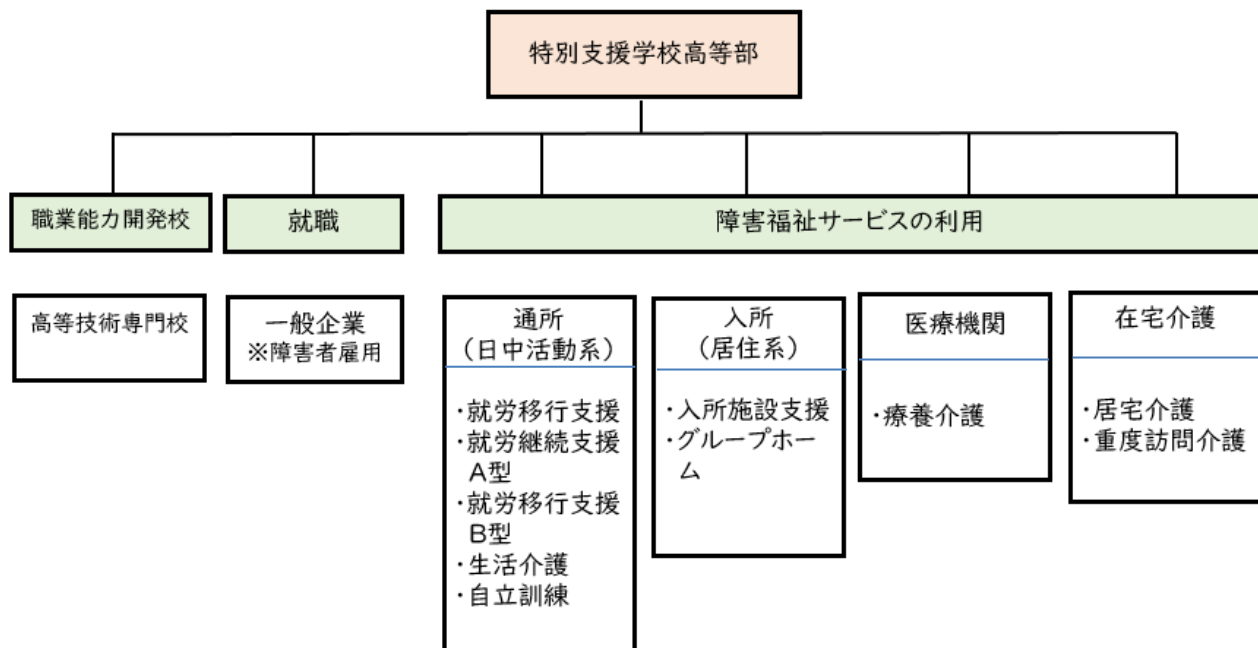


令和5年（2023年）
7月18日発行
球磨支援学校進路指導部

高等部卒業後の進路先について

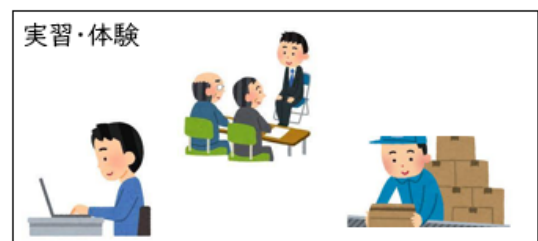
4月に行った保護者進路アンケートでは「高等部卒業後の進路先について、具体的に知りたい」という意見が多くありました。①高等部卒業後の進路先一覧、②就労移行支援事業所③就労継続支援A型事業所④就労継続支援B型事業所について掲載します。

①卒業後の進路先について



②就労移行支援事業所

サービスの概要	利用期間	賃金	就職に向けた訓練
働くための知識や能力などスキルを身につけることができる	原則2年間 (1年間の延長も可)	×	あり
	就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練②求職活動に関する支援③その適性に応じた職場の開拓④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。		



③ 就労継続支援A型事業所

サービスの概要	利用期間	賃金	就職に向けた訓練
雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービス。現時点では一般企業での勤務が難しい65歳未満の方に、一定の支援下で継続して働けるような職場を提供しています。	なし	○ (最低賃金853円以上) 県平均74,291円(R1) 例:4時間×853円×23 日=78,476円	あり
		通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	



④ 就労継続支援B型事業所

サービスの概要	利用期間	賃金	就職に向けた訓練
比較的簡単な作業を、短時間から行うことが可能です。年齢制限はなく、障がいや体調に合わせて自分のペースで働くことができ、就労に関する能力の向上が期待できます。事業所と雇用契約を結ばないため、賃金ではなく、生産物に対する成果報酬の「工賃」が支払われます。	なし	○ (工賃という形で支払) 県平均15,372円(R1)	あり
		通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。	



夏休み中に、福祉施設の見学等を考えておられる保護者の皆様へ

見学先の選定など御相談もお受けしております。学部問わずいつでも学校へご相談ください。